

令和2年度 第1回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和2年7月27日(月) 午後6時00分～

2 開催場所

浦安市役所 4階 会議室S2・S3

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、志摩一美委員  
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、白石嘉雄教育総務部部長、大友隆司教育総務部参事、  
醍醐恵二教育総務部次長、河野良江教育総務部副参事(教育総務課課長)、  
宇田川知久教育政策課課長、大和利光学務課課長、斉藤恭一保健体育安全課課長、  
丸山恵美子指導課課長、山本典子教育研究センター所長

(事務局)

村上陽子副主任幹、鈴木俊之主任主事、林健太郎主任主事、新井裕子主任主事

4 傍聴者

2名

5 議題

(1) 報告

- ①令和元年度浦安市いじめ防止基本方針の点検・評価について
- ②本市におけるいじめの現状といじめ防止のための取組について

(3) 審議・協議事項(非公開)

6 議事の概要

(1) 令和元年度浦安市いじめ防止基本方針の点検・評価について

令和元年度浦安市いじめ防止基本方針の点検・評価について、事務局から説明した。

(2) 本市におけるいじめの現状といじめ防止のための取組について

本市におけるいじめの現状といじめ防止のための取組について、事務局から説明した。

(3) 審議・協議事項

本市における「いじめ」に関する事例について、協議を行った。

(4) その他

会議録の作成について、事務局から説明した。

7 会議経過

議題(1)令和元年度浦安市いじめ防止基本方針の点検・評価について、事務局から説明した。

【委員】報告事項(1)ですが、何かありますか。

【委員】ないようですので、次に進みます。

議題(2)本市におけるいじめの現状といじめ防止のための取組について、事務局から説明した。

【委員】報告事項(2)ですが、何かありますか。

【委員】いじめアンケートについて、マイナスな内容の質問だけにならないよう工夫している学校があるということはよいことだと思う。いいことも悪いことも書くとい

うことが評価である。他市ではあまり聞いたことがない取組であり、今後も続けていってほしい。

【委員】文科省の平成30年度の資料を確認しているのだが、学年が上がるにつれ、いじめの件数が少なくなるという傾向は、全国的であり、浦安市だけではない。全国との比較がわかる資料にして、浦安市が全国的な傾向と同様なのか異なるのかを示してほしい。

【委員】1番気になった点は、いじめの解消率が前年度と比較して下降傾向にあるという部分。3学期は、いじめ解消の認知の対象にならないというのは、今年度からのことか。

【事務局】昨年度も同じである。ただ、前年度3学期分については、3か月経過した新年度になってから解消したか追調査を行う。平成30年度はいじめの解消数は、令和元年度に追調査し解消が認知された数も入っている。令和元年度はいじめ解消数に関しては、まだ追調査の数が反映されていない。3学期に発生したいじめについて、解消件数が入っていないので、数値的に差がある状態である。

【委員】もし、いじめの解消率が下降傾向にあるとしたら、それは集計の仕方だけではないのではないか。解消率を上げることが課題だというが、原因や対策は何か。

【事務局】集計の関係だけでいじめ解消率が下降していると捉えることは、危険だと思っている。各学校に丁寧に聞き取り状況調査をしながら対策していく必要がある。具体的な対策としては、まず、いじめを受けたと感じている児童生徒に寄り添って丁寧に話を聞くことが大切である。今までも話はよく聞いていると思うが、初期対応の段階でもう少し丁寧さが必要だと感じるケースもあった。生徒指導主任等に、事例を交えながら初期対応の大切さを伝えていく。

【委員】初期対応について、研修を通じて今までよりもよくしていくということか。

【事務局】初期対応の仕方の向上が対策の1つと考えている。

【課長】初期対応も大事な観点だと思うが、いじめの内容が複雑になっていることも解消率下降の原因と捉えている。単純な構図のいじめではなく、やられたからやり返すというケースや、家庭環境により、いじめが深刻化していくケースなど、人間関係をなかなか構築できないということが根底にあるため、解消もうまくいかない現実がある。解消率を上げることは大切だが、どの教職員もまずは訴えに対し傾聴し、それぞれの児童生徒に寄り添った指導ができるよう、教員全体の資質向上を図ることが重要なポイントである。今も丁寧でないわけではないが、複雑な構図のいじめへの対応力や、家庭に寄り添った支援をする力をつけることが、解消率を上げる大きな手立てであると考えている。

【委員】各学校の先生方がとても忙しい中で、さらに負荷がかかるような家庭環境に踏み込んでいくというのは、どこまでが学校、教員に求められる役割なのか、とても難しい。教員に今以上の過度な負荷をかけると別の問題が起きかねない。

【課長】学校ができることには限界があると思うので、そこは行政、教育委員会が中立な立場で話を聞いたり対応を一緒に考えたりすることも必要である。指導課が適切に関わり、学校にも保護者にも寄り添う体制でいきたいと考えている。

【委員】今あったように、複雑化するいじめに対し、初期対応から指導課が適切に関わっていくことを目指すならば、初期の段階で学校から情報が上がってこなければ実

現しない。その点を重視して今期は各学校からの情報を吸い上げていくという理解でよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 令和元年度の解消率について1点確認したい。令和2年3月から全国的に休校になり、2月に認知したいじめは、4月5月も休校で、物理的に3か月いじめがないか確認できない状況だった。そのため、令和元年度の調査結果に関しては、コロナ禍の影響が大きいことを前面に出してよいと思う。

【委員】 いじめの解消率については、私もいじめの複雑化とコロナの影響はあると思う。解消されていないものについては、これから解消してもらいたい。

【委員】 解消できるいじめはよいが、それ以上に、解消できないいじめへの対応を浦安市としてどうするかが大事である。いじめは生涯の傷を残し、その後の社会生活にも影響を与える。「解消できないいじめへの対応」という視点を大事にしてほしい。

【委員】 次に質問が2点ある。1点目は、SNSの誹謗中傷被害を受けた、という回答が8.4%のアンケート項目について。学校として何ができるかを考えた時に、情報モラル教育をすでに浦安市は行っている。一方で、子どもにツールを持たせている保護者の責任があると思う。そのため、この数字が保護者にどう伝わっているか関心がある。いじめ防止対策推進法第9条に保護者の責務について明文化されている。いじめにあわないよう保護者が子どもを守る義務があるということ、保護者は全然知らないと思う。学校と家庭が一緒に子どもを育てていくという視点に立った時に、学校では情報モラルの一般論を教えたり、具体的な事例について特定の児童生徒に指導したり、現在も行っていることを続けていく。家庭においても子どもにツールを持たせている責任として、「いやなことがないか」と確認する親子の会話を日常的にしてほしい。親から子への声かけを増やしていくために、保護者に対する啓発活動も行うとよい。

【委員】 よい啓発活動のアイデアがあれば紹介してほしい。

【委員】 まず、この数字を伝えることだと思う。浦安市内中学校の8.4パーセントの生徒がSNSの誹謗中傷被害を受けたと回答している状況を伝える。問題は潜在化しており、実際はさらに多い件数だと思うが、具体的な数字を聞くことで保護者ははっとする。家庭での声かけの場面を増やすきっかけになると思う。

【委員】 被害者側の声かけということか。

【委員】 被害者側だけでなく、加害者側についても、加害行為をしないような規範意識を醸成することの保護者の責務がいじめ防止対策推進法でうたわれている。学校と協力して家庭でも指導するとよい。

【委員】 2点目は、警察と連携した指導件数について。件数が少ないことは、警察と連携して生徒指導しなくて済むような健全な成長をしているとみることもできる。一方、いじめ防止の観点からすると、警察との連携は23条6項でうたわれているため、校長先生方は意識しておかなければならない。今、警察と学校が連携して生徒指導にあたるケースをどのくらいの校長先生が経験しているのか。意識していないと、警察に連携を求めるタイミングが遅くなる可能性がある。警察には、いじめ防止対策推進法が制定された際、都道府県の警察署長宛にいじめ被害の届

け出があった場合は、すぐに受理するよう通達が出ている。そのため、当時は学校と警察の連携ができていないと、授業中でも警察が突然学校に来て特定の子どもに話を聞くという状況が起こり、それは子ども達の育ちにとってよくないのでは、という世論があった。昨年度出た通達には、警察は市民を守るために動くけれども、学校との緊密な連携が何より大切だということがうたわれおり、警察も強く意識している。管理職は、警察にどのタイミングで、何を求めることが警察と連携したいじめ対応になるのか、掘り下げて考える機会をつくっていくとよいと思う。

【事務局】非常に参考になる御意見をどうもありがとうございます。警察や児童相談所との連携の件数については、実際に生徒指導を行った件数なのか、講演などを行った件数なのか区別されていないので、そのあたりも確認しながら連携できるようにしていきたい。

【委員】その他いかがですか。

【委員】SNSの被害についてよいか。5ページの課題のSNSの不適切な利用がみられるという部分について、もう少し詳しく説明してほしい。対応について、教育委員会も確認したか。

【事務局】実際にSNSで知り合った人に会いに行ってしまうケースがあった。個人情報もあるのであまり詳しいことは伝えられないが、事後指導も含めて詳細な状況を確認済みである。5ページ「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策」については、SNSだけでなく、スマートフォンの使い方等の幅広い指導が必要である。その際、教師主導ではなく、子ども達の主体的な活動として、SNSサミット等で行っていく必要がある。

【委員】先ほど出た保護者への啓発の必要性の指摘はとてもよいと思う。SNSでいやなことをされた経験を聞く保護者は少ないと思う。子どもを加害者にも被害者にもさせない視点で、保護者が関わっていく必要があると改めて感じた。

【委員】SNSの不適切な利用による被害を受けた子ども達は、突然被害を受けるというより、その前にサインがあると思う。SNS被害について、どのようなサインがあったら注意していかなければならないか親への教育も必要と思う。

【委員】知らない人に会いに行つてはいけないという点について。子どもの冒険心、好奇心を阻害してはいけないとも思う。例えば、映画「スタンド・バイ・ミー」のように、子どもは冒険心があるものだと思うが、教育委員会として指導の方針はあるのか。

【事務局】明確なものはないが、基本的には、見知らぬ人とのSNSでの関わりは控えるようにという指導である。

【委員】知らない人と出会えないということは、つまらない部分もあるのでは。遠い場所にいる同じ趣味をもつ人と関わりたいという気持ちや好奇心を摘んでしまうことがいいと言えないのでは。どういう人なら会ってもよく、どういう人ならだめなのか。どう子どもに答えるべきか。

【委員】とても難しい。知らない人にはあいさつしない、という指導をした時期があったと思うが、好奇心を摘んではいけないという意見はもつともだと思う。自分の子どもに対しては、どこまでその人のことを知っているか聞く。

【委員】身元がわかっているならば大丈夫ということか。

【委員】基本的にはそうだが、今はSNS上で年齢も性別も異なる人になりすますことができるので、あまり信用はできない。

【委員】同様の相談を保護者から受けることがある。ある事例では、最終的に母親も一緒に会いに行った。だから、まずは保護者が相手を直接確認する。その後は親の直観力による。

【委員】教育の現場では、知らない人に会いに行くのはだめということによいと思う。犯罪行為に巻き込まれることを防ぐという観点である。その先は保護者の責任だと思うので、親と一緒に会いに行くなど、各家庭の判断になる。

【委員】委員の間でもこれだけ意見が分かれるという難しい問題だということ。そういう子どもを取り巻く環境を踏まえながら、今後もいじめへの対応に取り組んでいただきたい。

議題（3）本市における「いじめ」に関する事例について事務局より説明し、協議を行った。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木俊之  
電話 047-351-1111（内線）19216